

令和6年4月8日

新入生保護者の皆様

小出高等学校長
南方 伸之

成年年齢の引き下げに伴う対応について

早春の候、保護者の皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、令和4年4月1日、「民法の一部を改正する法律」の施行に伴い、成年年齢が18歳に引き下げられ、生徒は順次、18歳の誕生日を迎えた時点で民法の成年年齢に達することになりました。

つきましては、本校では、下記のように対応しますので、御理解の上、御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 本校から発出する通知、案内、お願いについて

本校から発出する通知等については、生徒が成年年齢に達している場合も、生徒が成年年齢に達するまで保護者であった方に対応していただきますようお願いいたします。

手続きに使用している願、届等で「保護者氏名」欄等があるものについては、保護者であった方から記入をお願いいたします。

2 消費者教育について

18・19歳では未成年取消権（未成年者が親の同意を得ずに契約した場合に、原則として契約を取り消すことができる）を行使できなくなり、悪徳商法や詐欺などによる被害が懸念されることから、契約の重要性や消費者保護の仕組み等の消費者教育の取組を強めます。

3 退学等に係る手続について

成年年齢が18歳に引き下げられたことの趣旨を鑑みて、退学等に係る手続を行う主体は成年年齢に達した生徒とします。

ただし、成年年齢に達した生徒はいまだに成長の過程にあり、引き続き支援が必要であることから、退学等に係る手続を行う際には、事前に学校、生徒及び生徒が成年年齢に達するまで保護者であった父母等との間で話し合いの場を設けるなど、その保護者等に理解を得ることとします。

担当

教頭 行方 美幸

電話 025-792-0220